

中野区無電柱化推進方針の策定について

中野区無電柱化推進方針（以下「推進方針」という。）を策定したので報告する。

1 目的

中野区内の道路を無電柱化する目的は、まちの防災性の向上、安全な歩行空間の確保及び良好な都市景観を創出することにある。

この目的を達成するために方針を定め、無電柱化に関する基本的な考え方を明らかにするとともに、関係事業者や東京都との円滑な協議、協力体制構築を図り、効果的に無電柱化を推進していく。

2 推進方針（案）からの変更点 ※方針は別添のとおり

- (1) 目次の追加
- (2) 事例写真の追加
- (3) 用語解説の追加
- (4) 無電柱化の推進に関する法律の概要の追加
- (5) 東京都無電柱化推進条例の概要の追加
- (6) フローチャートの修正

3 今後の予定

平成 29 年 12 月	区ホームページで公表
平成 30 年度	中野区無電柱化推進計画策定

中野区無電柱化推進方針



中野四季の都市（区道 22-450）

中野区

平成 29 年 12 月

目 次

1	現状	1
2	背景	1
3	無電柱化の目的	
	(1) まちの防災性の向上	2
	(2) 安全な歩行空間の確保	2
	(3) 良好な都市景観の創出	3
4	区内道路の無電柱化方針	
	(1) 区域	3
	(2) 無電柱化整備対象道路	3
	(3) 道路新設に伴う無電柱化	3
	(4) 優先整備路線に関する選定方針	3
	①都市計画道路等	
	②主要幹線道路	
	③駅周辺及びバリアフリー重点整備地区内の道路	
	④不燃化特区区域内の避難経路等	
	⑤①から④以外の生活道路	
	(5) 優先整備路線の指定	4
5	課題と課題対応の基本的考え方	5
	○住民理解と合意形成	
	○無電柱化推進事業に関する全ての関係事業者の合意	
	○地上機器の恒久的な設置場所の確保	
	○移設補償を含めた多額の事業費負担	
	○狭あい道路など無電柱化が困難な道路への対応	
	○日常及び災害時の電線共同溝並びに区道の維持・管理	
	○街路灯や道路標識等の道路附属物のあり方	
6	今後の取り組みについて	6
	☆個別の道路の無電柱化事業に関する主なフローチャート☆	7
	☆用語解説☆	8
	・無電柱化の推進に関する法律の概要	10
	・東京都無電柱化推進条例の概要	11

1 現状

区は、都市計画道路の整備やまちづくり事業とあわせ、無電柱化に取り組んできたところであるが、無電柱化は、都市防災や景観の向上、安全な歩行空間の確保などのメリットが大きい一方、高額な工事費、長期間にわたる工事に伴う沿線住民への影響、関連する全電力・通信事業者の協力の必要性、狭あいな道路における整備が技術的に困難であるなどの課題も多い。現在、区道の無電柱化の整備率は0.7%にとどまっている。

なお、23区全体の区道における無電柱化整備率は7.5%となっている。

2 背景

近年、都市防災や政府が進める国際観光都市を目指すインバウンド政策などの観点から、無電柱化がクローズアップされ、諸外国の主要都市と比較して日本の立ち遅れが顕在化する状況となっており、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催とも相まって、無電柱化に対する社会的機運が高まっている。

平成26年12月に、東京都が策定した無電柱化推進計画（第7期）には、都道における無電柱化整備方針が示されるとともに、区市町村における無電柱化の推進や木造住宅密集地域内での整備の促進が新たに位置づけられている。従来、都内のセンター・コア・エリア内や利用者の多い主要駅及び観光地周辺等において、面的な無電柱化が進められてきたが、今後は、生活道路等の無電柱化の推進が社会的に大きな課題となっている。

また、平成28年12月には、無電柱化の推進に関する法律が新たに制定され、国をはじめ地方公共団体及び関係事業者は無電柱化推進に一定の責務を担うこととなった。

無電柱化を実施するには、技術的な困難と多額の事業費負担が発生するが、東京都は、平成29年4月に無電柱化チャレンジ支援事業制度要綱を策定して、区市町村が実施する無電柱化事業に対して、技術的及び財政的な支援を開始している。区は、この制度を活用して、チャレンジ路線の検討や無電柱化推進計画の策定に向けた取り組みに着手しているところである。

さらに、東京都は、平成29年6月に、無電柱化推進条例を制定して、都道上の電柱新設を原則として禁止するなど、無電柱化に向けた動きが、一段と顕著になっている。

こうした背景を踏まえ、区においても、本方針を定めることにより、無電柱化に関する基本的な考え方を明らかにするとともに、関係事業者や東京都との円滑な協議、協力体制構築を図り、効果的に無電柱化を推進していく。

3 無電柱化の目的

(1) まちの防災性の向上

災害時の電柱倒壊リスクを排除し、避難活動空間を確保するとともに、消防活動への支障を回避する。また、電線類の断線等の被災を軽減することで、電気や電話などのライフラインの安定供給を確保する。

「阪神淡路大震災による電柱の倒壊状況」



出典：一般財団法人消防防災科学センター災害写真データベース

www.saigaichousa-db-isad.jp/drsdb_photoSearchResult.do

(2) 安全な歩行空間の確保

通行の支障となる電柱を排除し、道路の有効幅員を確保することにより、ベビーカーや車椅子利用者等の移動の円滑化を図る。

「広幅員の歩道整備により安全な歩行空間を確保（区道 22-460）」中野四季の都市



(3) 良好な都市景観の創出

視線を遮る電柱や電線を無くし、都市景観の向上を図ることで、成熟したまちの魅力の発信に寄与する。

【現況写真】「無電柱化整備前（区道 12-910）」
弥生町三丁目



【将来イメージ】「無電柱化整備後（区道 12-910）」
弥生町三丁目



4 区内道路の無電柱化方針

(1) 区域

中野区内の全域

(2) 無電柱化整備対象道路

区内の区道は約340kmあり、区道は区内の道路の約7割を占めている。
無電柱化の対象となる道路は、原則として、区道とする。

(3) 道路新設に伴う無電柱化

今後、区が新設する区道や市街地再開発事業地区内などのまちづくりに伴い新設される区道については、原則として、無電柱化を実施する。

(4) 優先整備路線に関する選定方針

下記①から③の道路については、新しい中野をつくる10か年計画に示された取り組み内容に従い、原則として、道路整備や、まちづくり事業等の実施時期を考慮しつつ、道路の既存地下埋設物の調査等を踏まえて優先整備路線として選定する。

下記④の道路については、さらに、狭あい道路における技術的及び制度的な無電柱化の実現可能性の検証結果も斟酌して、優先整備路線を選定する。

①都市計画道路等

都市計画道路等については、都市計画及びまちづくりに基づく事業化並びに道路改修工事の時期に合わせて、整備を推進する。

②主要幹線道路（都市計画道路以外）

緊急輸送道路、道路障害物除去路線については、道路改修工事に合わせて整備を推進する。

③駅周辺及びバリアフリー重点整備地区内の道路

駅周辺及びバリアフリー重点整備地区内の道路については、中野区バリアフリー基本構想に基づく整備計画等に則って行う道路改修工事に合わせて整備を推進する。

④不燃化特区区域内の避難経路等

不燃化特区区域内の避難経路等の無電柱化については、整備効果が高い路線から、順次、整備を推進する。

⑤①から④以外の生活道路

①から④以外の生活道路については、不燃化特区区域内の無電柱化の整備状況等を踏まえて、道路改修工事の時期に合わせて、整備を推進する。

(5) 優先整備路線の指定

前述の4(4)に示した優先整備路線に関する選定方針に基づき、今後策定する無電柱化推進計画において優先整備路線を指定して、無電柱化を推進する。

「無電柱化されていない区内主要道路」



区道主幹1号（新橋通り）



区道主幹2号（本郷通り）



区道主幹4号（三味線橋通り）



区道主幹10号（沼袋駅バス通り）

5 課題と課題対応の基本的考え方

○住民理解と合意形成

無電柱化に関連する整備を含め2～3年に渡る工事に起因した住民負担が発生するが、無電柱化の意義や事業に関するスケジュールを丁寧に説明することにより住民理解と合意形成を図る。

○無電柱化推進事業に関する全ての関係事業者の合意

関係事業者への無電柱化推進事業に対する参加要請と十分な事前調整を行い、事業者と協働した推進体制を構築する。

○地上機器の恒久的な設置場所の確保

無電柱化後の地上機器移設は困難であり、公有地の積極的な活用や用地取得により、設置場所を確保する。

「無電柱化に伴い設置される地上機器」
区道主幹1号（東大附属西側通り）



○移設補償を含めた多額の事業費負担

電線共同溝設置工事のほか既存埋設物移設工事など多額の事業費負担があり、適用可能な国や都の補助金を最大限活用する。

○狭あい道路など無電柱化が困難な道路への対応

東京都や関係事業者と共同で実施する技術検討会等を活用することによって、最新の技術やより経済的な無電柱化推進手段に関する情報収集を積極的に行う。

○日常及び災害時の電線共同溝並びに区道の維持・管理

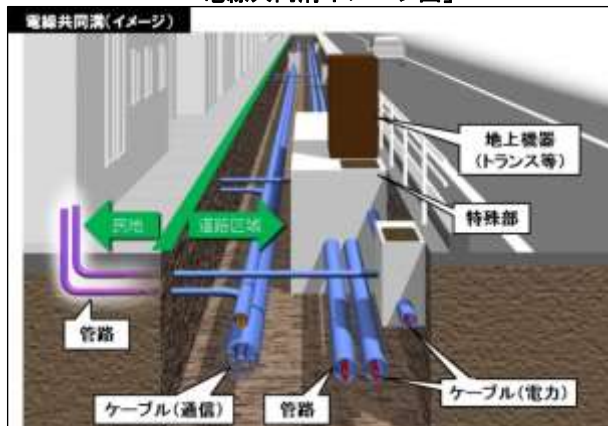
電線共同溝は、道路附属物と位置づけられており（道路法2条2項7号）、区が維持・管理を行う。

日常及び災害時における電線共同溝を適切に維持・管理するため、定期的にメンテナンスを実施する。また、電線共同溝の設置に伴う区道の維持・管理コストの増加や整備工事への影響に対応するため、電線共同溝に関するメンテナンスと道路整備工事を同じタイミングで行うなど、合理的

な維持・管理のあり方を検討する。

なお、電線共同溝の維持・管理に関する最新の技術等について、積極的な情報収集及び活用を図ることにより、維持・管理コストや整備工事に関する負担を低減する。

「電線共同溝イメージ図」



出典：国土交通省ホームページ

http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi_14.html

○街路灯や道路標識等の道路附属物のあり方

無電柱化の意義は、安全で快適な道路空間の創出にあるが、現在、道路上には、電柱の他、街路灯や道路標識等の道路附属物が存在している。街路灯には、周辺の照度確保の他、防犯カメラやWi-Fi機器の設置等の機能の付与が考えられるが、今後、無電柱化を推進するにあたり、街路灯等の道路上の道路附属物の有効活用等、従来の道路網の機能に付加価値をつける道路空間の利活用を検討する。

「区道の街路灯」(中野四季の都市)



「電柱に添架された防犯カメラ」(野方二丁目)



6 今後の取り組みについて

本方針に基づき無電柱化推進計画を策定する。

なお、無電柱化推進計画は無電柱化の推進に関する法律の施行に伴い国や都から計画策定内容などが示された場合はこれに沿ったものとする。

また、区内の都道についても、無電柱化を都に働きかける。

個別の道路の無電柱化は次のフローチャートを基本に進める。

「無電柱化整備が完了している区道」

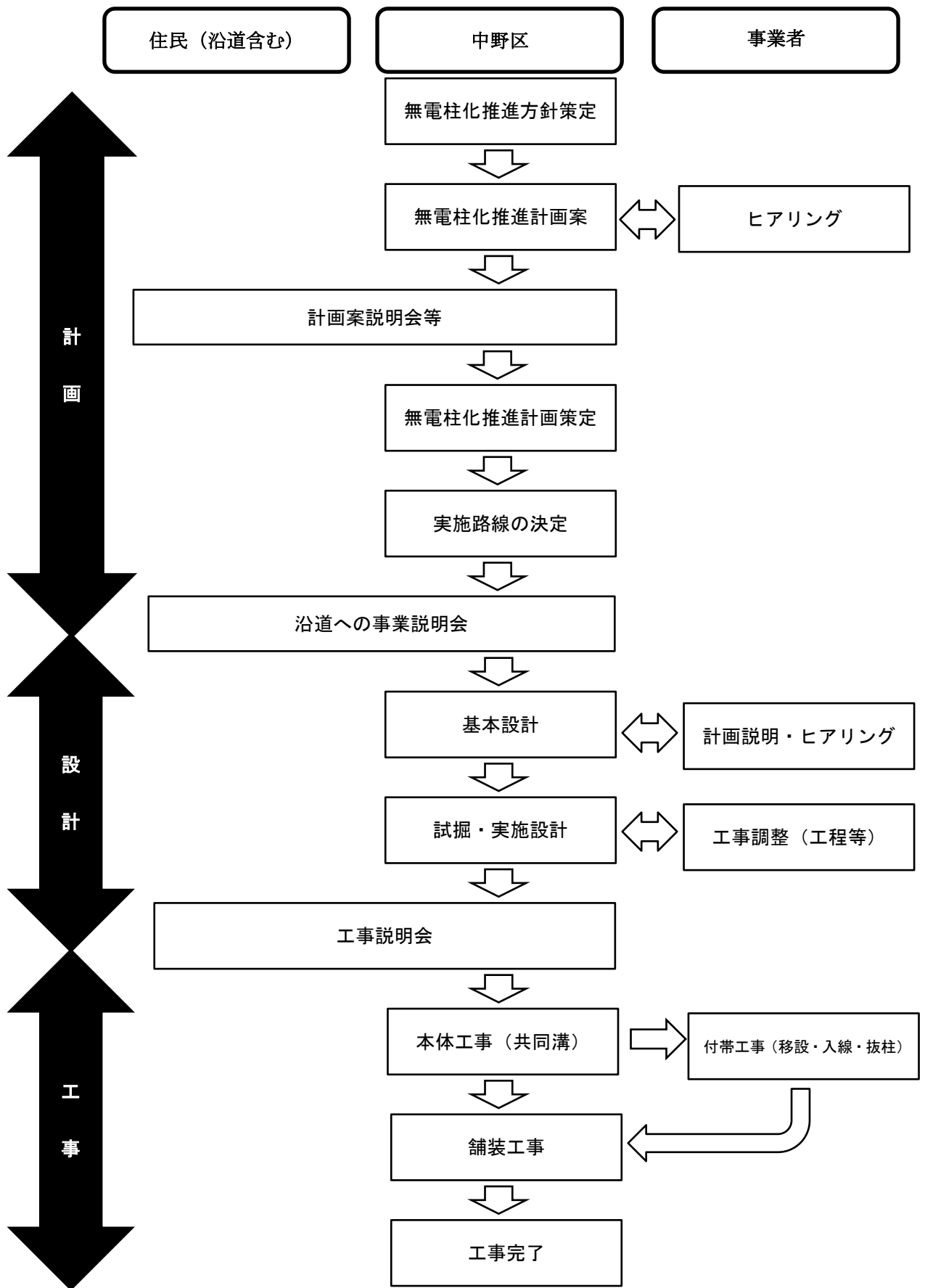


区道 24-100 (千光前通り)



区道主幹 1号 (東大附属西側通り)

☆個別の道路の無電柱化事業に関する主なフローチャート☆



☆用語解説☆

用語		説明
か行	関係事業者	東京電力やN T Tなどの電力線や通信線を所有し管理している企業等。
	緊急輸送道路	東京都は、東京都地域防災計画に定める緊急輸送ネットワークの緊急輸送道路のうち、特に沿道建築物の耐震化を図る必要がある緊急輸送道路を「特定緊急輸送道路」、これ以外を「一般緊急輸送道路」として指定している。（山手通り等計 13 路線） 中野区では、中野区地域防災計画に位置付けられている道路障害物除去路線のうち区が定めた道路を中野区耐震改修促進計画で指定している。（もみじ山通り等計 8 路線）
さ行	センター・コア・エリア	東京圏の中心にあり、都心、副都心などが含まれる。日本の政治、経済、文化を牽引する中心核、山手通りと荒川で囲まれた区域。
た行	地上機器	地下に埋設された電線類を維持管理していくために必要な施設。
	電線共同溝	道路管理者が道路付属物として地中に設ける管路。
	東京都無電柱化推進条例	平成 29 年 9 月 1 日付で施行された、無電柱化の施策を総合的、計画的かつ迅速に推進することを目的とした東京都の条例。
	道路障害物除去路線	中野区地域防災計画で指定する、緊急物資及び救援救護活動のための人員の輸送が円滑に行われるよう、主に区内主要道路について、道路の損壊や建物の倒壊等による障害物を東京都等と連携を図り、除去等を行い緊急交通路、緊急輸送道路等を確保する路線。 都が指定する障害物除去路線（11 路線） 区が指定する障害物除去路線（16 路線）

は行	バリアフリー基本構想	平成 17 年 8 月に策定した「中野区交通バリアフリー整備構想」を、平成 18 年に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に対応したものとして、平成 27 年 4 月に策定したもの。
	バリアフリー重点整備地区	<p>地区の要件は、バリアフリー法及び法に基づく基本方針において、次のように定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区 ・生活関連施設と生活関連経路についてバリアフリー化が特に必要な地区 ・総合的な都市機能の増進を図るうえで有効かつ適切な地区 <p>中野区では、中野、東中野・落合、新中野、新井薬師前、沼袋、野方、鷺宮の 7 地区を定めている。</p>
	不燃化特区	<p>都内で首都直下地震が発生した場合に地震火災など大きな被害が想定されている木造住宅密集地域（木密地域）のうち、特に重点的・集中的に改善を図る地区を指定し、都と区が連携して不燃化を強力に推進して「燃え広がらない・燃えない」まちづくりを進める制度である。</p> <p>中野区内では、弥生町三丁目地区、大和町地区の 2 地区が指定されている。</p>
ま行	無電柱化チャレンジ支援事業	東京都が平成 29 年 4 月から始めた、区市町村に対する無電柱化の一層の推進に向け、チャレンジ路線に必要な要件を満たした場合、技術支援及び財政支援を行う事業。
	無電柱化の推進に関する法律	平成 28 年 12 月 16 日付で施行された、災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関し、基本理念、国の責務等、推進計画の策定等を定めた法律。
	無電柱化	道路上から電柱を無くすこと。以前は電線類地中化と呼ばれていた。

無電柱化の推進に関する法律の概要

施行期日：平成28年12月16日

・ 目的

災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関し、基本理念、国の責務等、推進計画の策定等を定めることにより、施策を総合的・計画的・迅速に推進し、公共の福祉の確保、国民生活の向上、国民経済の健全な発展に貢献する。

・ 基本理念

1. 国民の理解と関心を深めつつ無電柱化を推進
2. 国・地方公共団体・関係事業者の適切な役割分担
3. 地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に貢献

・ 責務規定等

1. 国：無電柱化に関する施策を策定・実施
2. 地方公共団体：地域の状況に応じた施策を策定・実施
3. 事業者：道路上の電柱・電線の設置抑制・撤去、技術開発
4. 国民：無電柱化への理解と関心を深め、施策に協力

・ 都道府県・市町村無電柱化推進計画

都道府県・市町村の無電柱化推進計画の策定・公表（努力義務）
（電気事業者・電気通信事業者の意見を聴取）

・ 無電柱化の推進に関する施策

1. 広報活動・啓発活動
2. 無電柱化の日（11月10日）
3. 国・地方公共団体による必要な道路占用の禁止・制限等の実施
4. 道路事業や面開発事業等の実施の際、関係事業者は、これらの事業の状況を踏まえつつ、道路上の電柱・電線の新設の抑制、既存の電柱・電線の撤去を実施
5. 無電柱化の推進のための調査研究、技術開発等の推進、成果の普及
6. 無電柱化工事の施工等のため国・地方公共団体・関係事業者等は相互に連携・協力
7. 政府は必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を実施

東京都無電柱化推進条例の概要

施行期日：平成29年9月1日

・ 目的

都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保及び良好な都市景観の創出に向けて、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進する。

・ 基本理念

1. 都民の理解と関心を深めつつ、都、区市町村及び関係事業者の連携並びに都民の協力の下に、無電柱化を推進
2. 地域住民の意向を踏まえつつ、良好な街並みの形成に資するよう実施

・ 責務規定等

1. 都：無電柱化の推進に関する施策を策定し、実施
2. 関係事業者：道路上の電柱又は電線の設置抑制及び撤去並びに技術開発
3. 都民：都が実施する施策に協力（努力義務）

・ 東京都無電柱化計画

基本的な方針、目標等を定めた東京都無電柱化計画を策定し、公表

・ 無電柱化の推進に関する施策

1. 広報活動及び啓発活動の充実
2. 道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定による道路占用の禁止又は制限等
3. 無電柱化の推進のための調査研究、技術開発等の推進及び成果の普及